

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 19 年静岡市条例第 19 号）第 10 条

3 改正の趣旨

条例第 4 条において、条例等（条例・規則・規程）で署名等を行うことが規定されている処分通知等をオンラインで行う場合には、当該署名等を「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの」で代替できるとしている。これを受けて、規則第 13 条第 2 項において、当該措置を「処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置」としている。

デジタル庁の「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を踏まえ、処分通知等のオンライン化を推進し、申請等から処分通知等までのオンライン完結を実現することで市民等の利便性向上と行政運営の効率化を図るためには、上記の電子署名以外の措置を規定する必要があることから、規則の一部改正を行う。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

規則第 13 条第 2 項の「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」に、「市長等が別に定める方法により処分通知等を行った市長等を確認するための措置」の規定を追加する。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 6 年 12 月 1 日

用語の説明

用語	説明
署名等	署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること
処分通知等	処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）
申請等	処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）